第5節　自主防災行動力を高めるために

都民の災害時における防災行動力を高めるためには、消防機関をはじめ各行政機関と地域住民が強く連携し、地域ぐるみの自主防災体制づくりを推進するとともに、都民一人ひとりが、日頃から地元の町会・自治会及び消防機関等の行う防火防災訓練に積極的に参加することが大切です。

東京消防庁では、①住宅の防火防災診断、住宅用防災機器等の普及などの住宅防火対策、②要配慮者に対する地域協力体制づくり、居住環境安全化の推進や通報手段の確保等の防災福祉対策、③日常生活において生じる事故の再発防止、未然防止を図るための都民生活事故対策、④都民のニーズに応じた防火防災訓練等、地域とともに進める安全対策を推進し、都民生活の安全確保と災害に強い安心して住めるまちづくりに努めています。

また、都民の防災行動力を高めるため、池袋、本所、立川に都民防災教育センターを設置し、地震や煙からの避難などの体験を通した防災教育指導を行っているほか、東京消防庁音楽隊の演奏活動や消防防災資料センターの展示を通して防火防災知識の普及に努めています。

写真 73　応急救護訓練

5−1　都民に対する防災指導

1　防火防災意識及び防災行動力の向上

日常生活における火災等の災害防止と地震時における都民の防災行動力の向上を図るため、各町会・自治会等の自主防災組織を中心に、起震車等の訓練用資器材を活用して、身体防護、出火防止、初期消火、救出・救護等の訓練指導を行っています。

また、池袋・本所・立川の各都民防災教育センターを活用して防災体験学習、防災週間等の企画展示等を実施し、防火防災意識の向上に努めています。

写真 74　防火防災訓練

第 5-1 表	防火防災訓練実施状況（対象別・防災館を除く）（平成 28 年度中）

		町会・自治会	防災市民組織	女性防火組織	その他の団体	合　　計
防災訓練	実施件数	9,403 件	1,128 件	227 件	9,812 件	17,779 件
	参加人員	612,576 人	31,761 人	4,139 人	1,482,877 人	2,131,353 人

※一度の訓練に複数の団体が参加している場合があるため、各団体の実施件数の総和は合計と一致しない。

第 5-2 表	都民防災教育センターの利用状況（平成 28 年度中）

池袋都民防災教育センター	75,505 人
本所都民防災教育センター	111,916 人
立川都民防災教育センター	101,007 人
来館人員合計	288,428 人

2　応急救護知識・技術の普及

都民に対する応急手当の普及啓発は、救命や震災対策を踏まえた自主救護能力の向上を図る上からも極めて重要です。

このことから、東京消防庁では都民に応急手当の知識、技術を普及するため、救命講習を中心に各種講習会を開催するなど、応急手当の普及業務を積極的に推進しています。

特に、心肺蘇生などの実施促進を図るために、公益財団法人東京防災救急協会と連携し、より効果的な応急手当の普及啓発に努めています。

さらに、応急手当の普及業務を効果的に推進するため、訓練用人形の整備やパンフレット、リーフレットの製作など、普及用資器材の整備、充実を図っています。

3　日常生活の安全

⑴　住宅防火対策

住宅からの出火は、建物から出火した火災の約6割占めており、火災による死者も住宅火災から数多く発生していることから、関係行政機関・団体等と連携し、防火意識の高揚、安全な火気器具の使用、住宅用火災警報器をはじめとする住宅用防災機器等の普及など、住まいの安全を図るための総合的な対策を行っています。

⑵　放火火災予防対策

放火による火災を防ぐため、都民に対し、物置など人のいない場所の管理の徹底、可燃物の整理整頓、夜間照明の確保などを指導するとともに、放火されにくい環境づくりを町会・自治会、関係機関等と連携して推進しています。

⑶　生活用品からの事故防止対策

エアゾール缶やカセットボンベ、エスカレーターなど、都民の日常生活には火災や救急事故の要因となる多くの潜在危険があります。このため、事故の

原因や傾向などを調査分析して生活用品の適正な使用方法などについて指導しています。

⑷　都民生活事故防止対策

救急活動等を通じて得た事故情報から潜在危険の抽出及び分析を行い、都民、事業者等に向け発信し、日常生活において生ずる事故の未然防止を図っています。

4　要配慮者の安全確保

超高齢社会の進展により、平成29年1月現在、都内における高齢者人口は総人口の22.5パーセントを占め、今後もその増加が見込まれており、高齢者、障害者等の特に配慮を要する人々（要配慮者）の安全の確保はますます重要になっています。

⑴　要配慮者に対する地域協力体制づくりと居住環境安全化の推進

東京消防庁では、地域が一体となった防火防災対策の推進による安全・安心の実現を目標に掲げ、区市町村、社会福祉協議会等の福祉関係機関、町会・自治会等と積極的に連携を図り、要配慮者の生活実態に応じた防火防災対策を推進しています。具体的には、要配慮者世帯を対象とした総合的な防火防災診断の推進、要配慮者対応を取り入れた防火防災訓練の促進、署住宅防火防災対策推進協議会を中心とした区市町村及び協力関係機関との緊密な連携による協力体制づくり、要配慮者情報の共有化及び有効活用の推進、要配慮者を多数収容している社会福祉施設等と地元町会・自治会、防災市民組織、事業所等との災害時の応援協定締結と定期的な訓練の実施等を図ることにより、地域の実情に応じた効果的な要配慮者の居住環境の安全化を進めています。

⑵　要配慮者の安全を確保する通報手段

東京消防庁では、ファクシミリによる119番通報、携帯電話・スマートフォンからウェブ機能を活用して通報できる緊急ネット通報を整備し、通報内容により直ちに救急車やポンプ車を出場させるなどして、要配慮者の安全確保を図っています。

また、東京都や区市町村と連携し、緊急通報システムや火災安全システムを整備しています。緊急通報システムは、家庭内で急病などの緊急事態が発生した場合、専用通報機のボタン等を押すことにより東京消防庁に通報され、直ちに救急車やポンプ車が出場するものです。対象となる方は、高齢者の一人暮らしなどで病弱な方や18歳以上の一人暮らしなどで障害程度が重い方などです。

火災安全システムは、火災が発生した場合、屋内に設置された住宅用火災警報器により火災を発見し、東京消防庁に自動的に通報され、直ちにポンプ車が出場するとともに、屋外警報装置が作動することにより周囲に火災を知らせるものです。なお、屋外警報装置は設けないこともできます。対象となる方は、防火等の配慮が必要な一人暮ら

しなどの高齢者、18歳以上の一人暮らしで障害程度が重い方などです。

5　災害時支援ボランティアの育成

震災等の災害発生時、海外では民間人による積極的なボランティア活動が行われ、また、国内でも、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、多くのボランティアが全国から駆けつけるなど、被災者救援に大きな貢献をしました。

地震等災害発生に伴う被害の軽減を図るためには、既存の消防力に加え、ボランティアと協働することが重要であるという観点から、東京消防庁では、平成7年7月に「東京消防庁災害時支援ボランティア」制度を全国に先駆けて導入しました。

この制度は、都民や都内に勤務、通学する15歳以上（中学生を除く）の方で、応急救護等の災害活動支援に必要な知識・技術を有する方を対象とした事前登録制の専門ボランティアです。また、平成18年7月には、災害活動経験が豊富な当庁職員退職者を登録する「ボランティアマスターズ」制度を導入しました。

活動としては、東京都内に震度6弱以上の地震が発生した場合及び大規模な自然災害や事故等が発生した時に都内の各消防署に自主的に参集し、主に消防隊が行う消防活動の支援や消防署内での後方支援活動にあたります。

災害時支援ボランティアには、約15,000人の方が登録しています。各消防署では、年間を通じてボランティア育成講習や訓練を実施しています。さらに、本庁主管課では、リーダー又はコーディネーターを養成する講習やコーディネーターを目指すリーダーのための育成講習、模擬倒壊家屋等を活用した実践的な合同訓練を通して、支援活動能力の一層の向上に努めています。

6　幼児期からの総合防災教育

東京消防庁では、幼児期から社会人に至るまでの児童・生徒等に対し、地震や火災に関する防火防災教育や日常生活における不慮の事故防止に関する教育を発達段階に応じて実施しており、これを「総合防災教育」と呼んでいます。幼児期から継続的に総合防災教育を推進していくことは、地震、火災及び日常生活に生ずる事故に対して児童・生徒等が自らの防災行動力や危険回避能力を高めるとともに、家庭や地域の防災行動力の向上及び将来における地域防災の担い手の確保に繋がります。総合防災教育は、主に学校等の授業や行事の際に、消防職員・消防団員を中心に地域の方々の協力を得て行われており、発達段階に最も適した防災教育教材や訓練資器材を活用した効果的な防火防災教育を行っています。

7　自主防災組織等の育成

東京消防庁では、次の自主防災組織等に対して、組織活動を通じて防火防災意識の高揚や防災行動力の向上を図るための指導を行っています。

第 5-3 表	自主防災組織等の現況（東京消防庁管内）

自主防災組織等	対　象　・　目　的　等	組織数・人員等
防災市民組織	地域社会の中で、町会・自治会をベースに、地域の人々が協力し合って災害に立ち向かうことを目的として結成された組織	6,884 組織、 4,009,879 人 （平成 28 年4月 1 日現在）
女性防火組織	女性を対象とし、防火防災に関する知識、技術を身に付け、地域住民に対する防火防災思想の普及に寄与することを目的として結成された組織	81 組織、16,157 人 （平成 29 年4月 1 日現在）
消防少年団	小学１年生から高校３年生までの児童及び生徒を対象とし、防火防災に関する知識、技術を身に付け、地域住民に対する防火防災思想の普及に寄与することを目的として結成された組織	80 団、4,640 人 （平成 29 年5月 1 日現在）
幼年消防クラブ	幼稚園・保育園を単位として、園長等が中心となって防火防災教育を行うことを目的として結成された組織	1,564 クラブ、193,880 人 （平成 29 年5月 1 日現在）

トピックス　4

総合的な防火防災診断

東京消防庁では、地域が一体となった防火防災対策による安全・安心の実現を掲げ、区市町村、町会自治会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生児童委員等の関係機関と積極的に連携して、要配慮者に対する各種防火防災対策を推進しています。

その中の一つの事業である「総合的な防火防災診断」は、高齢者、障害者の方など災害発生時に支援が必要な方のお宅を消防職員が戸別に訪問し、火災、震災、家庭内事故等の危険性をチェックし、安全・安心な生活を送るためのアドバイスなどを行うもので、東京消防庁管内の全消防署で実施しています。